

集合住宅の水道料金等の取り扱いについて

集合住宅の水道料金等の取り扱いには、次の5種類があります。

親メーター	取り扱い	内 容	親メーター	子メーター
あり	集合住宅等 (適用届なし)	建物一括で水道料金を請求します。	安城市が 検針・交換	建物管理者が 検針・交換
	集合住宅等 (適用届あり)	建物一括で水道料金を請求します。 料金計算には、共用栓計算が適用されます。	安城市が 検針・交換	建物管理者が 検針・交換
	中高層集合住宅 各戸検針 (遠隔式)	建物管理者が集中検針盤を設置する方式です。 各お部屋に対して、水道料金を請求します。	安城市が 検針・交換	安城市が検針 建物管理者が交換
	中高層集合住宅 各戸検針 (直読式)	各お部屋に対して、水道料金を請求します。	安城市が 検針・交換	安城市が 検針・交換
なし	連合給水	各お部屋に対して、水道料金を請求します。	-	安城市が 検針・交換

集合住宅等：

受水槽又は直結増圧給水装置を設置し、2戸以上で水道を使用する住宅等（1個のメーターにより計算するものに限る。）

根拠規定：安城市水道事業給水条例25条3項

中高層集合住宅：

受水槽又は直結増圧給水装置を設置して、水道を使用する3階建て以上の集合住宅をいう。

根拠規定：中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する取扱要綱第2条2号